

# JICA 環境社会配慮ガイドライン異議申し立て 審査 審査役と申立人の面談記録（逐語、日本語）

## 記録の目的・手法・類意点

2017年8月19日

### I. 本記録の概要

#### 【目的】

- 本面談記録は、申立人とその代理人の依頼に基づき、下記の資料に基づいて作成されたものである。申立人の声（伝えたかったこと）が審査役に正確に伝わったかどうかに関する不安があるため、審査役側の議事録の提供を依頼したが、回答がもらえないため、申立人側から主体的に記録を提供したいとのことであった。
- 提供にあたっては、次の点に留意してほしいとの要請があった。
  - （ア）審査役の母語（日本語）での記載とすること。
  - （イ）発話者全員について（通訳を含む）、一言一句、プロの翻訳士として正確に記録すること。
  - （ウ）沈黙なども記録すること。

#### 【使用資料】

- 代理人のポルトガル語の会議報告、名刺
- 録音（ポルトガル語、英語）
- 申立人とのやり取り
- インターネット上の情報（JICA 環境社会配慮ガイドライン）  
<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/>

#### 【実施日・場所】

2017年7月30日 - 7月31日、ナンブーラ州

#### 【出席者】

- 審査役：松下和夫教授、金子由芳教授、（通訳：男性が担当）
- JICA 審査役事務局：Ochi Naoya, Special Advisor for Objection Procedures / Shinoda Takanobu, Secretariat of the Examiner for the Guidelines
- 申立人： 人数不明（通訳：女性が担当）
- 代理人： 2名（通訳：女性が担当）

## 【ヒアリングの手法に関する事前合意】

(代理人報告書から)

29日(夜)に、審査役から代理人に提案があり、次の手法が同意された：

1. まず申立人に異議申し立てをした経緯を自由に話してもらい、審査役はただこれを聞く。これに1日目の午前をあてる。
2. その上で、審査役から、いくつか質問をするので、それに答えてもらう。おそらくこれに1日目の午後がかかる。
3. 不足があれば、2日目を活用する。

## 【本翻訳の特徴】

以上の申立人からの要請に基づき、以下を心がけた。

1. ヒアリングで使用された英語・ポルトガル語・日本語による発話(音)のすべてを日本語で記載。
2. 沈黙や笑いなども出来る限りで反映。
3. 冒頭の申立人の経緯説明が明確で、通訳も正確であった、冒頭の経緯説明部分については、完全なる逐語ではない。
4. 以降のやり取りは、質問・回答・通訳のいずれもが不明瞭あるいは不正確な点が多かったため、一言一句を記す形の逐語翻訳とした。
5. 発話した申立人の特定を避けるため、全部の発言についてナンバリングを行った。ABCD…と始めて、次にabcd…を使用し、最後に1, 2, 3, を使った。明らかに同じ人物が回答していなければならない発話については、申立人A-1などのナンバリングを行った。
6. 使用された言語、表現、誤解・理解をめぐる留意点は次の通り。

(ア)申立人はポルトガル語を母語としない人ばかりだったために、ところどころ単語や言い回しにおいて困難が見受けられた。母語のマクア語で話ができるのであれば、より正確で深みのある話が、より明確に理解可能な形でなされたと考えられる。

(イ)話の途中で遮られた人の中には、他者に理解可能な形で経緯立てた説明をする機会を失い、同じことを伝わらない形で繰り返し述べている場面が幾度となくあった。別の人には、聞き返されるなどすることで、緊張によって吃り始め、自由に話せなくなるなどの場面もみられた。

(ウ)また、申立人の中にはポルトガル語が国語でない人もいたと考えられる。その微妙な言い回しの真意(皮肉)が、なかなか通訳や審査役に伝わらず、何度となく確認作業が行われ、代理人が介入したが、それも理解されていない可能性が示唆された。

(エ)申立人側の通訳(女性)には、訳し漏れが散見され、不正確な訳が幾分あった。

また、英語がポルトガル語訛だったため、審査役に伝わっていない可能性が示唆される場面が多々あった。他方、申立人との間のコミュニケーションは円滑で、小農が理解できる平易なポルトガル語表現が使われるなどの努力が見られた。

- (オ) 審査役側の通訳（男性）は、正確な英語・ポルトガル語で通訳ができていたが、審査役の英語をポルトガル語にするにあたって、訛・難しい単語の選択・スピードの早さによって、特に1日目は、申立人の理解が困難な場面が多く見られた。この結果、必要以上に審査役との距離を生む結果となったと考えられる。ただし、女性通訳の足りない点を補助するなど、意思疎通に努力していた。
- (カ) 代理人の発話が区切ったものではなかったために、通訳がついてこれず、最後の部分だけ訳される傾向があった。途中で、これについては幾分修正がされていた。
- (キ) 審査役は、平易な質問を、訳しやすいように区切ることを心がけており、大体において訳は正確になされていたが、1) 以上の通訳の手法、2) 各質問の土台となっているコンテキストの共有の欠如、3) 説明と質問の前提の問題、4) 申立人がすでに話したことが伝わっていないための繰り返しの質問などによって、申立人の混乱や不信感を招く場面が少なからず見受けられた。その結果、申立人が、審査役あるいはその質問の真意を探りながら答える場面が多くみられ、ヒアリングの大半の時間で混乱が見受けられた。

## 7. 用語に関する留意点：

- (ア) 申立人は「小農」を漏れなく「campones (peasant)」を使用。途中、マスタープランで使用されたという「pequena escala (small-scale)」と述べたが、これを「小農」を指すのではなく余所からくる小規模生産者（農業経営者）を指しており、その使い分けは意識されなければならなかったが、必ずしもそうされていなかった。
- (イ) 審査役も「peasant/小農」を大体において使っていたが、以下の通り通訳に問題があった。ただし、審査役はところどころで「producer」を使っており、この用語の使い分けに明確な意図があったかは不明である。
- (ウ) しかし、審査役通訳（男性）は、「agricultores (farmers)」を使っており、これは正確な訳でないばかりか、小農が「campones」とあえて自称する意味を尊重しないことを意味し、審査役との距離を深める結果となったと考えられる。
- (エ) 他方、申立人通訳（女性）は、英語で「peasant」というべきところを、「farmer」を使用しており、これ自体は申立人に影響はないが、正確ではなかった。
- (オ) 申立人が何人か述べていた「小規模生産者（農業経営者）」「移行者」「起業家」は大体において同じ種類の生産者を指しているが、これと「小農 peasant」との違いが通訳にも審査役にも理解されなかったと思われる。

8. 議事録の記載の仕方：

(ア)冒頭の申立人の陳述部分以外は、すべての発話を一言一句日本語化している。

(イ)日本語に訳すことで趣旨が変わりうる単語は、ポルトガル語か英語（その両方）で記した。

(ウ)通訳の訳し漏れについては赤字で記した。

(エ)通訳が正確だった部分はあえて何も記さず、不正確だった点については(\*)に不正確だった点を入れた。

(オ)何語でも聞き取れなかった点、言語として理解できなかった点は、●を使用した。

(カ)5セッションに及ぶ、大変長いものであったたえ、滑らかな日本語に（校閲）する余裕はないため、日本語としての完成度は低いことを予め断っておく。例)「我々」「私たち」の混在。「である」と「ます」の混在等。